

質問回答

2017年2月13日

「バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化プロジェクト」

(公示日:2017年2月1日 / 公示番号:161077)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	32頁「第3 業務実施上の条件、 5. 安全管理」	<p>貴機構より2017年1月30日付け「バングラデシュ国を業務実施国とするコンサルタント等契約における一般管理費等率の基準(上限)の暫定的変更について」が発表されました。他方、本件業務指示書には「暫定的変更」について言及がございませんので、以下ご教示下さるようお願い申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本件も上述の一般管理費等率の10%加算適用対象との理解で宜しいでしょうか。 - 適用対象である場合、1)別途見積もりか否か、本見積りの場合の2)記載方法(様式)をご教示下さい。本業務は2017年10月1日以降も継続しますが、この点を踏まえた記載方法(様式)をご案内下さりますと幸いです。 	<p>本件、一般管理費等10%加算適用対象となります。2017年9月30日までの期間で10%上乗せを認めます。従いまして、一般管理費等につきましては、2017年9月30日までの人月に対応する一般業務費等につきましては、別紙にて対応する人月分を作成頂きまして、本見積りに計上ください。</p> <p>2017年10月1日以降については、あらためて適用の是非を検討して対応します。</p>
2	P. 25 成果3 関連 (15) 2) ~3)	これらの活動項目については、2017年4月から開始し同年10月あるいは12月に終了する旨業務指示書において記載されています。業務内容からみましても、すべての業務従事者が、期間の差はあれ同活動項目に係る現地業務を行う必要	<p>現状、現地に滞在する人数・期間を事前に調整させて頂くとともに、夜間、金曜日の出入国を原則避けて頂く必要があります。</p> <p>また、5月27日から予定されているラマダン期間中は可能な限り渡航は避けること、ラマダン</p>

		<p>があると考えております。一方、貴機構の安全対策措置では、本年 9 月末までは業務従事者による現地作業には一定の制約がかかるものと理解しております。</p> <p>上記に関しまして、具体的な制約内容についてご教示ください。</p>	<p>終了後のイード休暇(6月25日～27日)を含む、6月23日～6月27日は原則渡航は不可とすることを想定しております。</p> <p>治安情勢につきましては予測しがたいものであり、安全対策措置の変更時期につきましても現時点では未定となっております。</p>
3	P15 全体 (7) 1)	<p>本邦研修実施に係る直接人件費及び間接費に関連する研修業務従事者の業務量(人月数)は、業務指示書で指示されている全体業務量(本件ですと 332.0M/M)内から割り当てるべきなのか、あるいは、この全体業務量を越えて別途業務量を割り当てることができるのかについてご教示ください。</p>	<p>研修業務従事者の業務量に関しましても、全体業務量の中で割り当てて頂くことを想定しております。</p>

以上